

檜原村ホームページバナー広告掲載取扱基準

1. 目的

この基準は、檜原村広報紙及びホームページへの有料広告掲載要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定にもとづき檜原村ホームページ（以下「村ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この基準において、バナー広告とは、村ホームページから要綱第7項の規定にもとづき広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）が指定するホームページに直接移動させるための広告画像をいう。

3. 管理者

バナー広告の管理者は、総務課長（以下「管理者」という。）とし、次の事務を行うものとする。

- (1) バナー広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の募集に関すること。
- (2) バナー広告の掲載料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、バナー広告の管理に関すること。

4. 掲載位置等

- (1) バナー広告は、村ホームページのトップページ内において、管理者が指定した位置および枠に掲載するものとする。
- (2) 広告主は、同時に2以上の枠に広告を掲載することができない。

5. 規格

バナー広告の掲載数は10枠とし、その規格は、次のとおりとする。

- (1) 1枠の画像サイズは、縦40ピクセル、横175ピクセルとする。
- (2) 1枠の容量は、4キロバイト以下とする。
- (3) ファイル形式は、JPEG又はGIF形式（データは静止画とし、アニメーションを除く。）とする。

6. 掲載期間

バナー広告の掲載は、1か月を単位とし、継続的に複数月（最長6ヶ月）

の掲載も可能とする。

7. 掲載申し込み方法及び決定

(1) 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)が広告掲載の申し込みをするときは、掲載希望月の1か月前の初日(初日が土曜・日曜日、祝日の場合はその翌日とする。)までに檜原村有料広告掲載申込書(要綱第6条別記様式1)掲載用電子データを総務課に提出すること。(掲載用電子データは、メール、USBメモリ等である。)

また、一度に申込みができる広告掲載希望期間は最大6か月とする。

(2) 村長は、申込者から広告掲載の申し込みがあったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に対し檜原村広告掲載決定通知書(要綱第7条別記様式2)もしくは檜原村広告不掲載決定通知書(要綱第7条別記様式3)により通知するものとする。

8. 広告主の責任

広告の内容及びリンク先に関する責任は、広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)が負うものとする。

9. 広告主の届出義務

(1) 広告主は、村ホームページへのバナー広告を変更しようとするときは、速やかに村長に届け出なければならない。バナー広告の掲載を中止しようとするときも同様とする。

(2) 広告主は、広告主が指定したホームページに事務、障害等が発生したときは、速やかに村長に連絡するとともに、その対応について管理者と協議しなければならない。

10. 掲載の決定取消し及び中止

(1) 村長は、要綱第12条に定めるほか、次のいずれかに該当する場合には、バナー広告の掲載の決定の取消しまたは中止をすることができる
ア. 広告主から前項第1項の規定によるバナー広告の掲載を中止する旨の届出があったとき。

イ. 広告主が指定したホームページが閉鎖されたとき。

ウ. ア及びイに掲げるもののほか、バナー広告の決定の取消しまたは中止をする必要があると村長が認めたとき。

(2) 前項の規定によりバナー広告の掲載の決定の取消しまたは中止をしたと

きは、村長は広告主に通知をする。

1 1 . 掲載期間の延長

掲載期間中に、村の都合により村ホームページを一時的に閉鎖したときは、その閉鎖期間に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、閉鎖日数が1日未満の場合には、延長しない。

1 2 . 委任

この基準に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

1 3 . 実施日

この基準は、平成20年11月1日から実施する。